

# かもがわ

迎  
奉

## 正義とは？

## 一 日常生活と正義

日常生活の中で、私たちは、自分や家族、友人、仕事の仲間あるいは政治家などの著名人の行為について、意識するとしなやかにかかわらず、常に、好ましいか好ましくないかを判断しています。好ましいと思うのは、その行為が人はこうあるべきだという一般的な基準に合っている場合です。このような基準の一つが広い意味で正義と言われるものです。しかし、その基準は、必ずしもはっきりしていなくて、具体的な場合にそれが正義に適用かどうかを判断することはそれほど簡単ではありません。

## 二 路面電車と外科医の例

① 路面電車が走っていたところ、ブレーキが利かなくなり暴走し出しました。前方には線路上に五人の作業員が工事をしていて、そのままでは五人をひき殺すことになりそうです。運転士はとっさに電車を一人の作業員がいる待避線に進行方向を変えました。その結果、待避線の作業員一人は死にましたが、本線上の五人の作業員の命は救われました。

② ある人が歩道橋の上を歩いていたところ、下の線路を暴走してくる路面電車が目に入りました。先方の線路上には五人の作業員がいます。その人は、とっさに隣にいた太った男性を線路上に突き落として

電車を止め五人の作業員の命を救いましたが突き落とされた男性は死にました。

③ 交通事故で五人が救急車で運び込まれました。二人は腎臓、一人は心臓、一人は肝臓、一人は肺をそれぞれ損傷しており、緊急にそれぞれの臓器の移植をしなければ助かりません。そこに軽傷を負った一人がいたので、外科医は、その人の腎臓二つ、心臓、肝臓、肺を五人に移植して命を救いました。

この三つの例は、一人を犠牲にして五人の命を救う点は同じですが、その行為が正しいか正しくないのかの評価は同じではありません。結果だけからその行為が正しいかどうかを決めることができないことが分かります。

## 三 正義論の歴史

何が正しいか正しくないかは、大まかには誰でも分かっていますが、突き詰めて考えると、正義の内容は人により時代や国によって必ずしも同じではありません。正義論が昔から現代まで盛んに論じられる理由です。古代ギリシャでは多くの賢人が正義論を闘わせました。優秀な者や有能な者が他の者よりも財物を多く持ち強者が弱者を支配することは正しいという考え方、知恵・勇気・節

制という三つの徳が調和している行為が正義にかなっているという

考え方、真理を探求する生き方が正しい生き方だとする考え方、正義を人と社会との関係に広げて哲人政治が正しいとする考え方などさまざまです。その中でアリ

ストテレスは、正義を二つに分け、各人の価値に比例した名誉や財産の配分を分配的正義とし、各人に本来あるべき名誉や財産の回復を是正的正義だとしました。

中世イギリスのジョン・ロックは、人間に固有の権利は、生命、自由、財産であり、これが守られている社会を正しい社会だとしました。アダム・スミスは、自由放任主義を掲げ、個人の利己心による社会の需給の不均衡が市場において神の見えざる手で調整され正しい社会になると論じました。ベンサムやミルは、最大多数の人に最大幸福をもたらすのが正義だとしました。また、カントは、人間を理性的な存在だとみなして、結果ではなく全員が従っても望ましい世界になるようなルールが正しい道徳法則だとしました。

弁護士

坂元 和夫  
Kazuo Sakamoto

#### 四 現代の正義論

二〇世紀の正義論は、アメリカのハーバード大学で政治哲学を教えたジョン・ロールズ（一九二一～二〇〇二）の「公正としての正義論」に代表されます。

ロールズは、ルソーと同じく社会契約説に立って次のような思考実験を行いました。人の原初状態（Original Position）を想定し、ここでは、人は「無知のヴェール」で目隠しをされていて、自分が男か女か、白人か黒人か、裕福か貧しいか、有能か無能か、健康か病身か、どういう思想・信条・信仰を持っているかなど一切分かりません。そういう原初状態にある人は、自分が望ましくない状態にあるかも知れないことを想定して、自分を含む全ての人の自由と平等を選ぶことになるとし、それが公正な正義だとしました。その正義は、自由、権利、資産などの基本財が社会の全員に平等かつ公正に分配される正義の第一原理と、そこで生ずる可能性のある社会的・経済的な不平等については、利益を得た者は不利益を受けた者に対してその利益を配分しなければならぬとする正義の第二原理（格差原理）からなります。ロールズの正義論がアリストテレスの正義論と違うのは、その分配的正義が貧者など不遇な者の福利を無視してはならないとする点にあります。この格差原理によって、社会的弱者の大学入試特別枠などのアファーマティブ・アク

ション（積極的は正政策）が基礎づけられました（もともと、これについては不利益を受ける強者の平等を考えなくてもよいのかという問題があります）。

ロールズの正義論に対しては、ロールズと同じくハーバード大学の政治哲学の教授であるサンデル（一九五三～）の批判があります。サンデルの正義論は、日本でも「ハーバード白熱教室」でテレビ放映されて有名ですが、彼は、無知のヴェールのレトリックで善と切り離して正義を考え、ることには意味がないとし、正義は共同体（コミュニティ）の文化や伝統の中で培われる善と関連付けて考えられなければならないと主張しました。そして、共通善に基づく政治を提唱し、共通善への献身を育てる公民教育、妊娠・出産・教育・臓器移植など「お金で買えないもの」の市場取引の制限、善き生の問題への政治の関与が大切であるとししました。

#### 五 国際的な正義

地球上には多くの国や民族があり、必ずしも同じではない思想・信条・宗教を持っています。オーム真理教のような反社会的なものも別として、それらの基礎にある複数の価値の存続を認めなければ、国や民族は絶対的に対立しその中で社会は崩壊する危険があります。価値の対立から起こった紛争として、イギリスのアイ

ルランド問題、ボスニアの紛争、中世の宗教戦争、ユダヤ人問題、イスラム諸国と非イスラム諸国との根深い対立などが想起されます。異なる立場の間で「寛容」というルールを選択することの重要性は、ヨーロッパにおいて伝統的に繰り返し強調されてきたことではありますが、寛容な世界には程遠いのが現状です。

現代はグローバル化の時代です。一九四五年に成立した国連は、地球上のあらゆる個人の人權の保障を目指して世界人權宣言を採択しました。それにもかかわらず、グローバルな市民社会を見ると、世界人口の1%の富裕層が世界の富の半分を保有し、世界人口の半数が一日二ドル以下の生活をするという不平等な現状にあります。この不平等を解消しグローバルな正義を実現するために、ロールズの原初状態の思考実験を応用する考え方には説得力があります。他方、平等を旨とする功利主義に基づき豊かな国の人びとは貧しい国の人びとに対し、自分に同じような苦しみを与える限度まで寄付をすべきだとか、世界の資源や所得の偏在を理由に持てる国の人に世界税を課すとか、多国籍企業に正義の義務を負わせ正義の遂行主体として位置づけるなどの考え方も説かれています。異なる立場への寛容と格差の解消は、国際社会でも重要です。

# 新型コロナウイルス感染拡大の中で

## 感染の拡大と求められる対策

国内の新型コロナウイルス新規感染者が最多数を更新し続け、「第三波」が到来しています。感染が、北海道、首都圏、近畿圏だけでなく、全国で増加していること、全世代に広がっていること、そして、外国人コミュニティでのクラスター発生や感染源の特定ができない割合が多いなど、第二波に比べても、はるかに深刻な状態になっています。

新型コロナウイルスの感染は、社会構造の弱点を浮き彫りにすると言われていますが、今こそ、この弱点に焦点を合わせた対策が重要です。

まず、医療体制の充実、とりわけ重症者病床の増床、態勢の強化や医療機関・介護施設の経営危機に対する経済的支援が急務です。また、保健所の「再編」によって弱体化した地域の保健・疾病予防機能の根本的強化が必要です。そして、八五万人とも言われる非正規労働者の雇用減に象徴される雇用対策も重要です。そのためには、「持続化給付金」制度の継続・強化、「雇用調整助成金」の特例延長、「休業支援金・給付金」の制度改善が必要です。そして、「家賃を支払えなくなった人のための」「家賃支援給付金」制度は、延長だけでなく、要件の緩和が必要です。また、コロナ禍で失業者や自死者が急増しているにもかかわらず、生活保護制度の利用者が減少し

ている事態に対応するため、制度の「権利性」の確立と利用をより簡便にすることが重要です。そして、文化芸術関係への支援が「継続支援事業」程度しかないところから、芸術・文化への支援、フリーランサーへの援助も大切です。高すぎる授業料と高金利の奨学金に苦しむ多くの大学生などへの公的支援も緊急の課題です。

## 政府のとってきた政策と求められる転換

一方、「Go Toトラベル」は一兆一四八億円、「Go Toイート」は六億六千億円、この政策は、大手旅行者や高料金の宿泊施設、一部の飲食業者に利益が偏っていること、富裕層に多くの受益があり、貧困層、障害者、医療や介護関係者など、コロナ禍で最も苦しみ、犠牲を強いられている人たちは利用できません。また、これが感染を全国に広げているとの強い批判もあり、「トラベル」は北海道、東京、大阪で利用の自粛、「イート」は一時停止などの見直しが行われたことは当然の結論だと言えるでしょう。

考えてみれば、これまで非正規労働者の拡大で雇用構造を変え、社会保障や公衆衛生、文化・芸術活動への支出削

減をひたすら進めてきた国の政策の根本的な問題点が今噴出しているといえます。そしてこれは、京都市など、国と同様に社会保障の予算削減を進め、保健所や公的医療機関の縮小、インバウンドとホテル・民泊の拡大による観光政策に傾斜した自治体の政策にも当てはまるところです。国、自治体の政策を住民の「いのちとくらし」を守り、地域内循環型経済を振興するという視点に転換することこそ今求められています。

## 税と財政のあり方

このような指摘には、決まって財源はどうするのかとの疑問が出されます。

しかし、①所得税の累進性の強化、②資本金が多くなるほど実質税負担率が低くなるという法人税の是正、③コロナ禍の下でこそできる国際的課税の強化、④年間一五〇万円から二〇〇万円の低所得者の社会保険料率をもっとも高く、高額所得者ほど料率が低いという矛盾の根本的是正、⑤「コロナ対策」の名目ではなされる外れの政策の見直し、⑥軍事情の削減などにより、財源の確保は十分に可能だと考えます。

いかがでしょうか。



弁護士

尾藤 廣喜  
Hiroki Bitoh

## 初夢 菅総理への証人尋問

昨年、日本学術会議会員の任命を拒否された学者の中に早稲田大学の同じサークルの先輩の岡田正則教授がいました。このことを残念に思っていたところ、初夢を見ました。

舞台は、東京地方裁判所の法廷です。菅政権によって任命を拒否された六名が名誉を毀損されたとして国を被告に慰謝料の支払いを求める訴訟を起こしました。私は原告ら代理人として菅総理に証人尋問をしています。

**私** あなたは、内閣総理大臣として日本学術会議が新会員として推薦した一〇五人のうち、六名を任命拒否しましたね。

**菅** 人事のことですから、何も話せません。

**私** いや、客観的なことで人事の秘密とは無関係でしょう。

**菅** でできれば、この問題は話したくありません……

**裁判長** あなたは証人として出廷しているのですから、お答えください。人事の秘密という弁解もこの法廷では通用しませんよ。

**菅** はい、わかりました。

**私** あなたは任命拒否を決める前に、一〇五人全員についての資料は全てご覧になりましたか。

**菅** いえ、全部は見えていません。

**私** というか、何人かの資料は見たのですか。

**菅** ……いえ、資料は見えていません。

**私** 決めた後でも、今日まで資料を見ていますか。

**菅** いろいろ多忙でして……

**私** では、資料も見ずにどうして九九名を任命すべきで、六名を拒否すべきと決めたのですか。

**菅** 杉田官房副長官から、この六名の学者は相応しくないから拒否するのが相当との意見を聞きました。

**私** 何故、相応しくないかの理由はありましたか。

**菅** まあ、安倍総理の時にああいう偏った学者は問題ですねという話は話していたので、説明は聞かなくとも阿吽の呼吸でわかりました。

**私** 偏った学者ということですが、具体的にどういうことですか。

**菅** いえ、人事の秘密ですから言えません。

**裁判長** 答えて下さい。

**菅** 忘れました。

**私** 今回任命を拒否された学者は、安保保障関連法案やテロ等準備罪、検事長定年延長などに反対していますね。

**菅** そうかもしれません。

**私** こういう意見を述べるのが偏っているという意味ですか。

**菅** 総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から偏っていると考えました。

**私** 六名が総合的な活動にどのよう支障になるのですか。

**菅** 出身や大学に偏りが見られ、多様性に反するのです。

**私** 全員の資料を見ていないですから、出身や大学に偏りがあるかどうかはわかりません。

**菅** ……

**私** 以前、中曽根康弘首相も国会で政府が行うのは形式的任命にすぎず、実態は各学

会なり学術集団が推薦権を握っているようなものですと答弁し、総務省が内閣法制局に提出した資料の中で「日本学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていますね。」と明記されていますね。

**菅** よく知りません。

**私** あなたは以前の政府の見解とは違う考え方をとるとのことですか。

**菅** そうは思いません。

**私** 日本学術会議法の前文は、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献することを目的とすると定めています。六名が学者の信念として政府の安保法案やテロ防止法の制定に反対することは学術会議会員として相応しくないと考えますか。

**菅** そういうことではありません。

**私** あなたも国家が学問に介入することが危険であるということは思われませんか。

**菅** ……私としても、その危険性は承知しているつもりです。

**私** もう一度、慎重にお考えいただく余地はありませんか。

**菅** ……今はお答えできません。

尋問終了後、菅総理は、裁判所の和解勧告に従い、一〇五名の候補者の業績、経歴を確認し、その結果、六名全員を追加して任命しました。ここで目が覚めました。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

日光東照宮神厩舎には、人間の一生を八場面に分け、それぞれの場面における教訓を猿に仮託した有名な彫刻があり、中でも、幼少期の場面の「見ざる、言わざる、聞かざる」という三猿は、語呂の良さともあいまっておなじみのものとなっています。この三猿の教訓は、物心のつく幼少期には、悪いことを見たり、言ったり、聞いたりせず、良いものだけを受け入れ、素直な心のまま成長しなさいということにあるといわれています。この彫刻は、「See no evil, speak no evil, hear no evil」(うごとわざをせずthree wise monkeys)として世界的にも有名だそうです。



この三猿というのは、日本のオリジナルかと思っております。アジア、アフリカなどかなり広く分布しており、ルーツを遡ると古代エジプトに至るとも言われています(詳しくは、飯田道夫「世界の三猿―その源流をたずねて」人文書院)。そのため、地域によって、教訓の意味内容は多少違っているところもあるようです。また、三猿にとどまらず、「せざる」を加えた「四猿」も存在し、たとえば、台北の孔子廟に石像が鎮座されています。これは、論語の顔淵第十二の「非礼勿視、非礼勿聽、非礼勿言、非礼勿動」に由来するもので、「仁」について尋ねられた孔子が「わが身をつつしんで礼に立ちもどるのが仁という

ことだ」として、その要点を答えたときれるものです。「礼」は、生活上のこまかい具体的規範とみる説が紹介されています。金谷訳注「論語」岩波書店)。最後の「礼に非ざれば動くこと勿れ」というのが最も大切で、これは「正しく行おう」という能動的な意味であるという説や、股間を隠している像であることから、性的な不道徳を戒めるといふ説など四つ目については多彩な理解があるようです。



日本では「見ざる、言わざる、聞かざる」という言葉だけで通用していますが、日本語はしばしば主語や目的語を省いてしましますので、言葉が一人歩きを始めるといろいろな解釈が可能になります。立派な解釈としては、たとえば、「子どもを見てもその悪いことや気になることは見ても見ないふりをせよ、子どもを聞いても悪いことや気になることは聞いても聞かぬふりをせよ、子どもの悪いことや気になることを細々と聞かないようにせよ。」という子育てや教育における教え(一般社団法人子ども子育て・教育研究所)というものがあります。しかし、昨今の世界を見ますと、一ひねりしたくなります。まず、為政者による教育のあり方として、為政者に都合の悪いことは、見ない、言わない、聞かないようにさせるといふ教訓となります。そのためには、教育への介入、マスコミのコント

ロール、為政者に対する「付度」の態度の大切さを強調するのも優れたやり方と思われれます。次に、為政者の政治姿勢のあり方の教訓としては、自分のやりたい政策にとって都合な情報は見ない、聞かないようにすることが円滑な政策実行に資することになります。そのためには、単に見ない、聞かないというだけでなく、文句を言う人物は除き、遠ざけ、思い通りに動く人物で回りががちり囲むという積極策が役立ちます。そして、不都合になるようなことは言わないことは鉄則です。口は禍の門ということもありますから、一歩進んで、記者会見など慎み、開いても簡潔を旨とする、内々のことを聞きたがる質問には「お答えは差し控える。」「総合的、俯瞰的」な大局観を示す、十分に練った文章をしっかりと読み上げて発言には正確を期する、自由闊達な議論を妨げ、揚げ足取りの材料にされるよう発言の記録は残さないことも重要です。



ちなみに、右の三つの猿の絵文字は、二〇一〇年にリリースされたユニコード六・〇に載せられたもので、どこでも自由に使えるフォントです。この点でも世界的な猿ですね。



弁護士

鍛田 則仁  
Norihito Kuwata

## 番号を付けること

★ 訴訟を提起するにあたり、請求内容の特定は、最初に乗り越えなければならぬ重要なポイントです。訴訟は、強制執行を実現できるようにすることを目的とします。そのため、裏付けのある客観的な情報に基づいて特定をすることになります。たとえば、建物に関する請求をするにあたっては、物件目録を作成することになるのですが、その際には、家屋番号(住所、つまり住居表示と異なり、建物が登記される際に法務局が割り振る番号です。)を記載して建物を特定することになります。

★ ところで、この家屋番号という制度は、ヨーロッパでは十八世紀頃に広まったとされています。ウィーンにおいては、ハプスブルク家女帝のマリア・テレジアが、一七七〇年、つまり末娘のマリー・アントワネットが後のフランス国王ルイ十六世と結婚式を挙げたのと同じ年に、オーストリアの徴兵制度の改新をきっかけに家屋番号制度を導入しました。当時、住民の数を把握する手段や各家屋を区別する方法がなかったため、マリア・テレジアの指揮の下、千七百名の担当役人が帝国中の家屋調査を行い、各家屋の壁に油絵の具で家屋番号を入れていきました。合計十一万〇三九九に及んだこの時の家屋番号の一部は、今もなお、ウィーンンの建物に残さ

れているとか。

★ この頃のヨーロッパの各国家の統治者たちは、自身の領地の収益や取引からの搾取には長けていたものの、ソーシャル・エンジニアリング(政府が大衆の社会的態度や行動に影響を及ぼそうとする)という観点からは、それ以上の介入の手法をとることができませんでした。統治者たちは、国民の経済状態、土地や収穫高、所在地、身元など、ほとんどの重要な情報を把握しておらず、実際のところ、地方レベルでは何も支配できていなかったとすら評されています。

★ 統治者がさらなる支配力を及ぼすためには、国民それぞれについて、「どの誰か」を把握し、判読可能な社会を形成することがまず必要になります。家屋番号制度の導入は、統治者の支配権を強化する近代化プロジェクトの一環でした。家屋番号が付けられるまでは、地図が整備されていたような通りを除いては、そこに住む人々は、国家から隠されていたのです。

この状況に対して、少なくともヨーロッパあるいはアメリカの市民は、家屋調査員に非協力的だったり、付けられた家屋番号を破損させたりして抵抗しました。番号を付けるという営みが、徴兵に直結しており、非人間的なもの

であって尊厳を損なうと考えたためです。

★ もっとも、家屋番号は、国家による国民の管理に不可欠なものではありませんでしたが、国民にとって利益をもたらすものでもあり、多くの国において受容されてゆき、現代の国家においては、むしろ存在して当たり前の制度となっていています。実際、マリア・テレジア時代の国民も、郵便物がより確実に配達されるようになるなどの変化を体感すると、家屋番号に対する不信の念を和らげていったとのことでした。

★ 以上は、デイアドラ・マスク著(神谷 栗里訳)『世界の「住所」の物語』(原書房、二〇二〇年)五章からの参照・引用です。他にも通りの名前や、住所の人格的価値についても述べた興味深い書籍ですので、興味があればご一読ください。

さて、翻って現代の日本では、家屋ではなく、直接的に各国民に付番するマインバー法が制定されてから五年が経ちました。私達は、こうした過去の歴史も踏まえて、マインバーが今後どのように扱われていくのかを注視していく必要があるでしょう。

弁護士



齋藤 亮介  
Ryosuke Saito

## 冬の星空

★ 肌を感じる空気や、街の人々の服装、木々の紅葉など冬の訪れを感じる瞬間は多々ありますが、私にとつては、星空の様子もその一つです。こう言うと情緒的な雰囲気を感じられるかもしれないませんが、そういう訳ではありません。私は夜帰宅する際、晴れていればしばしば空を見上げながら歩いています。特に理由はないのですが、星が見えると飽きないですし、どのような星が出ているのか気になるので何となく昔からの習慣になっています。夏と冬では、見られる星や星座が違い、冬になると夏では見られないオリオン座や「冬の大三角」がきれいに見られるようになります。夜に空を見上げてこういった星や星座を見つけたら、もう冬になるなあと感じるのです。冬は空が澄んでいることが多く、他の季節に比べて星を見つけやすいので特に気になるのかもしれない。

★ オリオン座は、私の最も好きな星座の一つです。理由は、シンプルで「分かりやすく豪華だから」です。リゲルとベテルギウスという一等星と五つの二等星を持つっており、夜空で非常に目立ちます。星座は、興味があったとし

ても見つけるのが大変で、どの星とどの星を結べば良いのか迷ってしまふことも多いのですが、オリオン座は明るい星が多く、中心に三連星が並ぶなど形の個性も強いいため、自然にオリオン座の形を描くことができます。夜空で一際目立つ星座のため、冬の星座や星を見つけた際の目印にもなっているそうです。

★ オリオン座は、ギリシャ神話に登場する優秀な狩人のオリオンがモデルになっています。オリオン座を見ていると、正に手を挙げた狩人かたどっているようで、その由来も非常に納得がいきます。オリオン座は、古代エジプトでも、冥界の神オシリスに見立てられピラミッドと深い関係があると言われていたり、軍隊で視力検査に使われていたり、時代を問わず親しまれてきた星座の一つです。昨年初めにも、オリオン座の一等星ベテルギウスが星の終焉である超新星爆発を起こすのではないかとニュースになったりするなど話題には事欠きません。

★ オリオン座のそばには、リゲルの他

に「冬の大三角」を構成する、おおいぬ座のシリウス、こいぬ座のプロキオン、こいぬ座のポロキオンがあります。これも明るく輝く星で、容易に見つけることができます。

★ 私がこのような星座や星の名前を知ったのは、中学受験の勉強をしている小学生の時だったと思います。その時はテストに出るからと必死で暗記していたのですが、星と星座の語呂合わせを教えてもらい、それが非常に面白くて印象深く、今でもはっきりと覚えていています。

★ おおいぬ座のシリウスは、「おシリウスイ、おおいぬ(座)」、こいぬ座のプロキオンは、「プロのこいぬがキオンを測る」といったものでした。他にも色々語呂合わせはあったのですが、この二つが非常に面白く、全く意味の分からないフレーズであるにもかかわらず、完璧に覚えています。

★ 今の小学生もこのような語呂合わせで星や星座を暗記しているのでしょうか??とても気になります。



弁護士

**鋤田 透**  
Toru Kuwata



## 鬼の存在

最近、アニメ「鬼滅の刃」が大ヒットし、社会現象とまでなっています。この話の一部を映画化した作品は、歴代日本映画興行収入ランキングの上位に食い込み、コンビニ等の店舗に入れば、「鬼滅の刃」コラボ商品が多数置かれ、ハロウィンには、大人子どもに関わらず、登場人物のコスプレをした人を多く見かけました。ざっくりとこの話を要約すると、主人公の少年が鬼となってしまう妹を人間に戻すために、仲間と共に様々な鬼と戦う話であり、鬼が非常に重要な存在となっています(密かに私も漫画読みました)。しかし、「鬼」は、「鬼滅の刃」だけではなく、古くから私たちにとって身近な存在です。絵本の桃太郎や一寸法師には悪い鬼が出てきますし、子どもが悪いことをすると「言うことを聞かないと怖い鬼が来るよ」と言ったりします(最近では怖い鬼から電話がかかってくるという携帯電話のアプリもあるようで、よく効くようです)。ご存じのとおり、節分には「鬼は外、福は内」と豆まきをします。

★ 鬼といえば、絵本に出てくるような赤鬼、青鬼、人間のように二本足で立ち、トラの毛皮のパンツをはいて、角を生やし、金棒を持つているというイメージが多いように思いますが、鬼の歴史を探ると昔からそのような姿形ではなかったようです。鎌倉時代の鬼の画像では、牛や馬のかたちをした鬼、見ただけでは鬼と判定できない異形

の鬼もいたようで、江戸時代になって、ようやく角を持ち、トラの毛皮のふんどしを付けた姿が鬼の典型となったようです。

★ そもそも鬼とは何なのか。「鬼と日本人」(小松和彦著)によると、「オニ」という語源は、「穩(オン)」、つまり隠れていて目に見えない神霊であり、それが死霊を意味する中国の漢字の「鬼」と結びつけ合わさった概念であり、「鬼」という語は怖ろしいものを表す言葉とされています。人間は、見知らぬ者、異文化に属する者、自己の権力に従わない者を恐怖し、その結果、葬り去った者の怨念を恐怖する動物であり、その恐怖の対象となったものが「鬼」と名付けられたと言われています。そして、人はその恐怖から逃れるために社会集団・国家を作りあげ、その「外部」に鬼がいると想定したのである。鬼は、人間が抱く人間の否定形、反社会的・反道徳的人間として造形された、人間の分身であると考えられています。そして、人であっても、鬼のように、人を殺そうとする、財宝を奪う、酒を好み、いつも賭け事に熱中するなどの反社会的・反道徳的な属性を持つ者は、鬼とみなされてきたのです。このように鬼とは、人の存在が何かを規定するべく造りだされた人の反対物であり、その鬼という存在を通じて、人は、「人」「人間社会」という概念を手に入れたと考えられています。

★ しかし、このような否定的な意味での鬼だけではなく、優しい鬼や神として祀られている鬼もいます。童話ですが、「泣いた赤鬼」は心優しい鬼の話で有名です。また、鬼瓦は、怖い魔物扱いされてきた鬼をあえて味方につけることで、その形相で厄を払ってく

れるという厄除け・魔除けの意味があると考えられています。さらに、鬼は、もともと死者の魂を意味するものであり、それに人間の知恵や力を越えたものへのおそれや憧れが相まって、人々の生活に禍いや福をもたらす存在として、鬼を神様として祀っている神社もあるようです。

★ 一言に「鬼」といっても、様々な面を持つっており、多様な鬼がいることが分かります。これまで、怖ろしい鬼に対しては怖い、絵本に出てくるような鬼にはかわいらしいという程度にしか思っていました。そんな感じが、鬼とはもつと複雑で、そもそも、人によって、怖ろしい存在、人の否定概念として造り出された存在と知ると、人とこんなに身近な存在であるにもかかわらず、人と相容れることはない存在であり、怖い顔をしていても、どこか哀しい存在のようにも思えてきます。

弁護士

NO  
IMAGE渡邊 遥香  
Haruka Watanabe

## かものがわ講座

### 令和2年改正個人情報保護法

二〇二〇年六月に個人情報保護法が改正されました。改正法は、二〇二二年六月十二日までに施行されます。

まず、個人情報取扱事業者の責務として、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならないことが明確化されました。これは、二〇一九年に、破産した人の氏名や住所を転載したウェブサイト「破産者マップ」が公開され、個人情報保護委員会が行政指導を行った事件などを踏まえたものです。また、情報漏洩が起きた際に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知をすることが義務付けられています。

個人の権利に関しては、①利用する必要がなくなった場合、②重大な漏洩等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ

がある場合にも利用停止・消去等や第三者提供の停止を求めることができるようになりました。現行法では目的外利用・不正取得の場合にのみ、利用停止・消去等請求が、第三者提供義務違反の場合にのみ第三者提供の停止請求が認められるにとどまっていたのですが、これを拡充したことになります。また、現行法では短期保存データ（六ヶ月以内に消去するデータ）は利用停止・消去等の対象外とされていましたが、短期保存データであろうとも瞬時に拡散するなど大きな影響が生じることから、この除外規定が削除されました。

このほか、改正において新たな概念も導入されています。導入された「仮名加工情報」は、氏名等を削除して他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報です。仮名加工情報

については、事業者内部における分析に限定する等の条件のもと、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和し、様々な分析ができます。

また、「個人関連情報」という概念も導入されました。これは、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie等が想定されています。個人関連情報については、これを取得した事業者が第三者提供をするにあたり、提供先において他の情報照合することによって個人データとして取り扱われることが想定される場合は、事前にそのことにつき本人同意を得なければなりません。

以上のほか、認定団体の対象に企業の特定期間を加えたり、個人情報保護委員会の命令違反等のペナルティを強化したりするなどの改正がなされています。